

## 公益財団法人米沢上杉文化振興財団伝国の杜運営協議会要綱

制 定 年 月 日  
平成25年 8月 1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人米沢上杉文化振興財団（以下「財団」という。）組織規程（平成24年規程第1号）第3条に定める伝国の杜運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 協議会は、米沢市上杉博物館及び置賜文化ホール（以下「伝国の杜」という。）が実施する文化事業等の、適正な運営を図るため、理事長の要請に応じ意見を述べる機関とする。

### (組織)

第3条 協議会は、10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から理事長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 学識経験者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員の辞職等により新たに委員を補充したときは、その委員の残任期間とする。

### (会長および副会長の任期等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出し、任期は、委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、理事長の要請に基づき会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の開催は、毎年2回とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 理事長は、次の各号に定める事項について意見を求めるものとする。

- (1) 伝国の杜が実施する事業に関する事。
- (2) 伝国の杜の施設の利用に関する事。
- (3) その他理事長が必要と認める事項に関する事。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者から意見等を求めることができる。

(会議録)

第8条 協議会は、すべての会議の会議録を作成する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を財団事務局内に置くとともに、その庶務を処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。